

## 比較家族史研究会

# 会報 比較家族史 6

事務局 東京都文京区本郷7-3-1

東京大学社会科学研究所 利谷研究室

### 第八回研究大会報告要旨

第八回大会は、「家と女性」をテーマに都立大会でのべ百数十名の研究者を集め開かれました。

#### I、自由報告

##### (1) 東インドネシアのイエと女性

(遠藤 央)

東インドネシア、スンバ島の社会組織について、かつて馬淵東一氏は「家」という観点から把握することができる、と示唆した。その後の研究の進展及び過去の調査報告の再検討により、スンバ島のみならず、小スンダ列島、モルッカ諸島南部の社会において、超世代的に永続する社会単位<sup>II</sup>イエという概念を用いて分析することが有効であると考えられる。また、当地域ではイエの継承と結びついた養取事例が数多く観察されることも注目される。本報告ではイエと女性（あるいは女性原理）の関係に焦点をあてて、多様な変差を含むイエの一側面を理解しようと試みた。

一例だけ具体例を挙げると、チモール島テータム族では、イエのシンボルとして「聖なる水差し」、「聖なる皿」、祖靈が宿る場となる「袋」などがある。父親が死亡すると末子（男子）がその袋を受け継ぎイエを継承する。何故末子が継承するのか、その説明が興味深い。すなわち、女性と聖なる宇宙に最も密接に結びついているのは、兄弟の中で末子であるとみなされているからなのである。末子は「最も女性に近い男性」と言うことができる。

しかし、イエの継承の理想は、母系とされる南部テータム族を除くと、一般に「父系性」だと従来報告されており。但し、イエへの帰属は婚資の支払いの有無によつ

て変化する。地域的に変異があるが、大別すると次のようになる。

A、婚資を支払い、妻、子供は夫方のイエに帰属する。  
B、婚資を支払わず、夫、子供は妻方のイエに帰属する。

この点から、当地域のイエは「出自」のみでは解釈できない要素を含んでいることは以前から指摘されていた。しかしながら、イエは父系性、象徴的な男性能に根ざしており、女性はイエ間を移動するものと考えられていることは事実である。イエに留まる者は「男性」であり、イエから出ていく者は誰であろうと「女性」とみなされる。養取された男性、つまり自己のイエを出た男性は「女性」とみなされる、という報告もあり、またチモール島アトニ族では先のBのように、妻方に帰属する人々は「女性」と呼ばれるのである。

今後、イエと女性原理・男性原理の関係の仕方に注意を払う必要がある。また、先述の「母系社会」も再検討の必要がある。つまり、イエの継承が父系 $\leftrightarrow$ 母系、より正確には父方フイリエーション（親子関係） $\leftrightarrow$ 母方フイリエーション、の間を振動しており、「母系社会」はその一方の極であると考えられるのである。

##### (2) 朝鮮家族史研究の現状と課題

(井上 和枝)

朝鮮家族史の研究は戦前、日本人によって始められ、「朝鮮家族制度の非自律性と不变性」という結論が通説となっていたため、その克服が戦後の研究の出発点となつた。

現在の朝鮮家族史の研究は韓国において最も活発に行なわれており、王朝記録等の文献史料による制度的研究から、第一次史料たる戸籍・分財記・継後膳録（養子贍

録) 等の利用による具体的研究へと進展している。そして李朝中期(一七世紀頃)に家族をとりまく諸側面に大きな変化が生じたことが、各領域から確認されている。その大変化とは、婚姻における朝鮮固有の率婿制(婚姻後一定期間の妻家滞留)から中国朱子学の影響による親迎(妻を夫家に迎える)へ、また近親婚容認から同姓不婚へ、財産相続における男女均分相続から、男子均分・女子差別、更には長男優待・男女差別へ、祭祀相続における子女輪回奉祀から長男奉祀へ、族譜における出生順記載から先男後女記載へ、行列字(祖先から数えて同じ代の人の名前一字又は偏、作りの共有)の家族規模から同族規模への使用、また養子比率の増大などを挙げることができる。これらの変化は、一七世紀頃までに父母両系的家族集團から、統制性と組織性を有する父系同族集團が成立したことを意味すると解されている。

以上のように朝鮮家族制度の具体的な変容状況は明らかにされつつあるのに対し、それをもたらした要因に関する研究は、支配者による意図的な中国家族制度の受容から生じたものとする従来の見解が主流であり、朝鮮社会内部の歴史的变化に要因を求めようとする具体的研究はまだ緒についたばかりの感がある。この中国家族制度の受容から生じたものとす

### (3) 東欧諸国における出生促進とその有効性

(小島  
宏

東欧諸国においては西欧諸国よりも早く一九五〇年代から出生率の急低下が始まったが、この要因としては早くから女子の就業率が高かったことと人工妊娠中絶が自由化されていたことがしばしば挙げられている。また、東欧諸国では西欧諸国よりも早く出生率の下げ止まりが始まり、最近でもその水準がやや高いが、この要因としては早くから女子の就業と出産・育児を両立させるための施策が講じられ、一九六〇年代から中絶規制、家族手当制度の強化といった出生促進的施策が採られていることがあると言わわれている。

## (1) 日本近代家族法と女性 II、テーマ報告

(白石  
玲子

近代日本における「家」と女性については、従来、明治民法と現行民法との対比から、女性の地位の低さ・無権利性を「家」制度の封建性に求める傾向が強かつた。しかし、家族法研究・女性史研究の新たな動向（主要なものとして渡辺洋三「現代家族法の研究課題」、井ヶ田良治「明治民法と女性の地位」）は、その見直しを求めている。本報告では、そのような立場から、資本主義家族法としての明治民法において、女性の地位はどう位置付けられるか、を考察した。

性の地位はどう位置付けられるか、を考察した。まず、明治民法における女性の地位について、比較法的に概観し、ヨーロッパ近代家族法と共に通する点として、妻の無能力・夫婦財産制における夫の優位・離婚原因としての姦通に関する不平等、日本の「家」制度独自のものとして、婚姻と「家」の結び付き・庶子の存在などを挙

げた。

次に、明治民法施行後の女性の地位について、改正要綱等運用面での変化と民法改正要綱を取り上げた。第一に、妻の財産上の地位については、改正要綱では妻の能力の拡張をはかり法定財産制として夫婦別産制を採用して夫の管理権を仄めたこと、夫婦財産契約によって妻の財産権を強化しようとする例が存在したことから、その向上が図られたことを明らかにした。第二に、姦通に関する不平等については、夫の加重姦通についてではあるが、配偶者に対する重大なる侮辱と構成して、離婚を認める判決が一九〇九年横浜地裁判決以降積み重ねられたこと、さらには一九二六年男子貞操義務判決が下されたことを通じて、その緩和が図られていったことを確認した。第三に、庶子については、改正要綱でその入家に妻の同意を要件としたこと、家督相続の順位につき嫡出女子を庶男子より先順位としたことの意義を評価した。

最後に、明治民法以降の女性の権利の伸展は、妻の財産権強化・婚姻家族の保護の二点にまとめてることができ、両者はともに日本資本主義の発展に規定されたことを考察した。

## (2) 女性の祭祀的役割

(植松 明石)

日本の女性は、従来家族の内外において、経済的にも社会的にも男性に対し劣位にあり、補助的役割にあるものとして論じられてきた。このような観点は宗教的分野にもひろげて考え

られた。こうした状況の中で、柳田国男は、民俗事象の中から、女性、特に母と子、姉妹と兄弟の関係における靈的役割の意味をとりだし多くの提言をなしたことは注目される。日本本土の現行民俗においても、女性が靈的世界で種々重要な役割を担っていることがみられ、それについての分析もすすめられてきた。それによると、男性が神棚や位牌を介して、公的空间において宗教上のリーダーシップをとっているのに対し、女性は、納戸や土間などに関する私的な空間で、多産、生命など根源的な事象とむすびつく、古い出自をもつていると思われる神々の祭祀に關係していることが指摘されている。

このような状況に対して、沖縄においては男性は俗的世界に、女性は靈的世界にそれぞれ優越しており、特に女性の靈的優越は、姉妹と兄弟との関係で發揮されるヲオリ神信仰が基本となる。沖縄本島南部久高島を例みると、男女の性的分業が島社会全体につらぬかれ、女性の靈的優越は、個人間の私的なヲオリ神信仰から、島社会の公的祭祀にまで及んで極めて明確である。この形態は、かつて琉球王府時代には、聖俗二界を、姉妹である聞得大君と、王である兄弟がそれぞれ分掌するという原理が、社会の下部にまでつらぬいていたこととながる。女性の靈性は、その社会の全体秩序の中で意味づけられていることにより優位となる。その全体秩序が失なわれた時には、この靈性は逆に劣位とも認識されるものであると思われる。

## (3) 社会／文化人類学における女

(田中真砂子)

人類の半分は女であり、したがって「人間の学」(anthropology) たる人類学の研究対象として女は無視できない存在であった。とはいえたが、男と女が人間存在のあらゆる領域に関して、同じように満遍なく取扱われてきたわけではない。子どもを生み、哺育するという哺乳類ヒト科メスとしての所与の条件もあり、人類学がこれまで主として研究してきた非産業社会においては（社会間の差異は大きいものの）女性の位置づけにはおのずから一定のバターンがあった。社会人類学ないし文化人類学によるこれまでの女性研究は、大略次の四つのアプローチとして整理することができるようと思う。

### 1. 社会構造の中の女

ラドクリフ＝ブラウンらイギリス構造機能主義とレヴィ＝ストロースらの構造主義では、理論的枠組も前提も方法論も異なるが、両者とも社会構造（それはほとんど親族構造と言いかえてよい）の中で女性がどのような地位を占め、どのような役割を演ずるかに焦点をあてた。前者は娘・妻・母等としての身分や役割の法的(factual)側面を明らかにし、後者は集団間で交換では社会全体の統合に重大な意味をもつことを証明しようとした。ただし両者とも男社会の中の女を、男の目を通して眺めていることは否めない。

### 2. 社会的・文化的につくられた女

ミードらの文化とパーソナリティ研究は、男性／女性性や性役割が必ずしも生物学的に決定されたものでなく、社会化・文化化の過程の中で後天的に形成されるものであることを、通文化的研究により明らかにした。

### 3. 核家族の中の女

マリノフスキーからシュナイダー、シューに至る家族研究では、夫一妻、母一子等の二者間関係が重視された。当然この小さな枠組の中では法的（公的）関係のみならず感情的（道徳的・私的）関係も吟味され、結果的に、女性は男性とは異質であるが対等な性として扱われることになったといえよう。

### 4. 象徴としての女とその両義性

ターナー、ダグラス、M・ストラザンらによる女性の研究は、特定文化のコンテクスト、論理の中での、女性がどのように意味づけられているかを明らかにしたものといえよう。この場合象徴としての女の両義性と、そこに発するダイナミックな力が注目され、彼らの扱った特殊文化を越えて象徴としての女が何故普遍的にそのようにパワフルなのかという問題に多くの示唆を与えてくれるようと思われる。

(4) 古代の婚姻・家族関係・女性  
(明石 一紀)

これ迄、日本古代の女性の存在形態については、家父長制のもとで隸属していたとするマルクス主義史学と、家父長制は未成立で男女に大差はなく女性の地位は高かつたとする女性史と

の、相反する二つの説が出されている。しかし、どちらも制度・権利といったたて前に目を奪われていて、その現実の機能や社会通念といった次元まで掘り下げてはおらず、また社会秩序としての性別原理の問題も正しく把握されてはない。従来見落されてきた視座から女性のおかれてい立場を明らかにしたい。

当時は離再婚のひんばんな対偶婚段階にあつたが、離婚権は男女双方にあるとはいえ、実際には男が妻を一方的に捨てる自由として機能しがちであった。弱い娘を母が保護していたが、平安中期になると娘の父が聟を迎えて親族化し、不安定な婚初を一時的妻方居住婚で乗りこえ、婚姻を安定化・強固にした上で独立させる、という方策に出る。この様にして成立した

単婚制は、それ自体家父長制的婚姻とは無縁で、妻の保護として女性の生活の安定をはかるものとして生み出された制度である。また、女性労働は多岐にわたり多様な生産活動に従事し、相続権・財産権もそれなりのものをもってはいる。にもかかわらず、夫はイヘギミとして「家を守る」という分担が見られ、夫婦の「伝統的役割分担」は厳然として存在する。この理由は、質的に生計の中核をなすナリハヒが一般に男女とも母主体で、いわゆる日本の母性社会としての諸特徴もいくつか確認されうる。更に、イヘの祭祀でも、男女が分担して共に関わり合つてはいるものの、女性の方が主体でかつ呪術的能力

もそなえている。女から男への靈的庇護或は男の祭祀的ペアは、兄弟姉妹よりも父と女子・母と男子・夫婦の組合せが多い。親子関係という異世代間に性別秩序の原理が反映されていることは、名称法や婚姻にも確められるが、世代別原理をこえて機能する程古代では性別原理が強かつたことを示している。

家父長制以前の社会ではむしろ性別原理・性別役割分担が一層明瞭であつて、文明の高度化こそがユニセックス化をもたらしたものといえる。

### (5) 中世村落におけるイエと女性

(坂田 聰)

本報告においては、近江国の山村葛川を素材とし、百姓の人名を分析することによって、村落内諸身分のイエ形成の問題や、族縁的結合の問題、更には女性の地位の変化の問題等を考察したが、報告内容をまとめると以下のようになる。

① 一四世紀の葛川住人Ⅱ村落共同体成員は、  
② 古老百姓、③一族系小百姓、④元浪人系小百姓の三身分に区分しうるが、前二者は同姓氏族集団を形成していた。姓型通称（姓にあたる漢字を含んだ通称）は同姓者意識のシンボルとみなしうる。

② 右の三身分のうち、古老は中世成立期にはすでにイエを確立し、村座の成員権を独占していたが、一族系及び元浪人系の小百姓は、

イエはおろか安定した家族すら形成しえたかどうか疑わしく、彼らは相変わらず不安定で流動的な存在だった。

(3) 一四世紀段階の葛川住民の族縁的関係としては、姓 $\parallel$ 氏のレベルでの結合体である同姓氏族集団のほかに、萌芽的なイエのレベルでの結合体である一類をあげることができるが、後者は女性の土地所有の広範な存在（夫婦別産制の残存と家産の未確立）という事実に規定されて、実際には姻族等をも含めた縁者集団の一部として機能していた。

(4) 一五、一六世紀になると、小百姓の定着性が強まり、彼らのイエも次第に成立してくるが、この過程は同時に女性の土地所有の衰退と家父長への隸属の過程でもあった。また、元浪人系小百姓と一族系小百姓とが一体化することによって、氏を基礎とする村落秩序は動搖し、同姓氏族集団は解体する。こうして、百姓の族縁的関係は、イエを基礎とした近代的な父系出自集団へ一類の発展形態である一家に一元化されていった。

#### (6) 近世庶民の女性と家—離婚を中心として

（高木 儕）

その時代の女性の地位は離婚における取り扱いに顕著にあらわれる。報告ではとくに離縁状を中心として述べたが、史料的制約から地域性と階層性の問題については、地域による特殊な書式の存在、女大学的婦徳がタテマエとしてではあっても現実に要求されたのはごく富裕な階

層における婚姻であったことのみを指摘した。近世庶民離婚法といえば、夫が一方的に妻を離婚したという「夫専権離婚」説があり、これが今日でもまだ通説的見解と言えるかもしれない。なぜなら積極的に論文を通して批判を加えているのは、鎌田会員と報告者位のもので、

ほかにはほとんど見られないからである。とはいえた専権離婚説にたつ研究者も次第にトーンを下げて、非夫専権離婚（「熟談離婚」）説が有力となろう。

離縁状の代表的離婚事由である「我等勝手ニ付」が、妻の「無責性」を表示したものである

こと、離縁状にみられる離婚関係者から外部諸者が影響が濃厚に存在したこと、夫が離婚当事者たりえないことの可能性、帰縁にあたり夫が詫びている例、また妻方に離婚権が留保された「先渡し離縁状」の存在など、夫の恣意の抑制と妻の保護がなされたことに論及した。また離婚にあらわれた家内色彩として、まず舅去りは舅が嫁を離婚できたのではなく、妻を配慮してもしくは実家の請求を請けて帰したこと、智養子は家のために迎えられ、離婚のときは形式上離縁状を書いて家付き娘たる妻に交付するのが一般的であるが、ときに妻の父から智の父にあてた離縁状がみられ、智の実質的地位を象徴していること、したがって智の縁組には家付き娘の恣意を抑制するために娘の方から離婚請求するときは、財産を半分智に与える旨の証文等が散見することを述べた。

未婚の女性の書いた縁切証文もあり、離縁状を通じて見た近世庶民の女性（妻）の地位は、その家庭内の夫妻関係においては、夫と同等もしくはそれに近かつたと言わざるをえない。

## 日本中世武士と家

瀬野 精一郎

日本中世の武士は、「家」を単位とする戦闘團を形成し、「家」を統率する「家督」は、「家」の構成員である一族、家子、郎等、所從などに対して絶対的権限を保持しており、幕府といえどもみだりに「家督」の有する権限を犯すことなどがなされたとされている。

そして「家」の構成員は、その家門の名譽、家の存続のために、みずから生命さえも犠牲にすることを求められ、そのことが美德とされ、「もののふの道」として、武士の行動を規制することになった。

この中世の武士の「家」というものに対する意識は、「家」がすでに個人が生存して行くための存在意義を急速に失いつつある現代社会に生きている者にとって、きわめて理解しにくい意識構造であろう。

ともすれば、中世の武士が「家」の存続のため、犠牲を強いられた面が強調されているが、中世における武士といえども、「もののふの道」といった観念的なものだけで「家」の護持に生命を捧げたわけではない。「家」に対する觀念的意識が確立されていく過程には、「家」の存在が武士にとって必要不可欠な存在であつたればこそ、武士たる者「家」を個人に優先する第

一義的なものとする道徳にまで昇華したと考えるべきであろう。

武士とは、平安時代中期より江戸幕府滅亡にいたるまでの私的武芸専業者に対する歴史的概念として用いられている。武芸を専業とする職能者は、平安時代中期以前にも存在したし、明治以降現代にいたるまで存在する。平安時代中期以前の武芸職能者は一般的に「つわもの」「兵士」と称され、明治以後は「兵士」「兵隊」「隊員」等と称されており、「武士」と称されることはない。そこで「つわもの」「武士」「兵隊」を便宜上それぞれ武芸職能者を区別する歴史的概念として使用することにするが、「家」の存在意義がもっとも大きく、「家」意識が強いのは武士であり、「つわもの」「兵隊」にとっては存在意義は少なく、意識は稀薄であった。

国家、近代国家のちがいはあるにしても、ともに強大な国家の公的兵团の構成員であり、その徵集は徵兵制、志願制のいずれに頼るにしても、個人に働きかけ、それによって集められた個人の集團によって戦闘単位が構成されていた。このような性格を有する「つわもの」「兵隊」として「家」の存在意義は少なく、「家」意識が強まることはない。

これに対し、武士は平安時代中期以降の律令制の弛緩とともに生じた私的大土地所有者の私的権利を守るために、武芸職能者を私的に養う必要が生じたことに淵源を有している。武士は最初は武芸に堪能な個人が私的関係によつ

て個人的に結ばれていたが、武芸職能者も世襲化され、やがて武士の「家」が成立し、「家」

単位で主従関係が結ばれるようになる。そこで武士が戦闘に参加する場合、「家」という戦闘単位に属することなく戦闘に参加することは困難となつた。ここで中世の武士にとって、「家」は武芸職能者として生存するために不可欠の存

在となる。それゆえにこそ、武士は生命をかけてでも「家」を守らねばならず、そして「家」を守り存続させることは、武士に要求される最高の道徳となり、家督は「家」の存続のために構成員にたいして犠牲的献身を要求することも許されることになったのである。

### 3. 研究大会会場での図書の販売について

販売価格は原則として二割引きでお願いいたします。

販売員がいないときには、展示は見本だけとします。注文を事務局で取りまとめます。このとき、手数料として五〇〇〇円いただきます。

会員が図書を出版された場合には、会場受付に余裕があればできるだけパンフレット等を置きたいと思いますので、遠慮なく事務局の方へお申し出下さい。

### 4. 住所変更等について

住所変更・所属の変更等につきましては、研究大会出欠のハガキにはお書きにならないようにお願いいたします。事務局宛のはがきか、あるいは振込用紙の連絡欄にお書き願えればと存じます。この時、電話番号も忘れずに御記入ください。

### 編集後記

年報の件について、去る三月二六日に役員会を開き、編集委員を江守五夫会員に依頼して、現在その編集作業が進められています。第一〇回研究大会までには発行できると思いますので、御期待ください。

### 2. 会費の納入について

会費が未納の方はできるだけ早く納めていただけだと存じます。

(会報担当 濑野精一郎・飯沼賢司)

## 新入会員名簿

中尾 敏充 日本法制史	近畿大学
林 玲子 日本経済史	流通大学
遠藤 央 社会人類学	東京都立大学(院生)
坂田 聰 日本中世史	伊勢原高校
上野 千鶴子 社会学	平安学院短期大学
井上 和枝 朝鮮社会史	東京大学(院生)
菅野 則子 日本近世史	一橋大学
山中 至 日本法制史	熊本大学
佐々木 美智子 家族関係学	福岡市青少年相談センター
山田 昌弘 社会学	東京学芸大学
木幡 文徳 民 法	専修大学
佐伯 篤子 家族社会学	東京大学(研究生)
稻子 宣子 民法・ソビエト家族法	日本福祉大学
小馬 徹 民族学	大分大学

(3月24日 幹事会承認)

住 所・所 属 変 更

藤 井 勝

石 橋 誠

鈴 木 国 弘

小林雅子 → 桜井雅子

宮 崎 幹 朗 愛媛大学

廣 島 清 志

二 宮 孝 德 大分大学

上 村 正 名 帝京大学

中 野 卓 中京大学

熊 谷 開 作

小 島 宏

星 野 澄 子 → 東洋女子短期大学

訂 正

近 藤 佳代子

中 邦 → 中 嵩 邦

棚 村 政 行 青山学院大学  
民 法